

省 令

○法務省令第三十三号

総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第五十一条の規定に基づき、総合法律支援法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十月十三日

法務大臣 上川 陽子

総合法律支援法施行規則の一部を改正する省令

総合法律支援法施行規則（平成二十七年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). It details changes to Article 4 of the Rules of the Comprehensive Legal Support Act, specifically regarding the duties of legal aid providers and the requirements for their assistance.

附 則

この省令は、平成三十年一月二十四日から施行する。

告 示

○中央選挙管理会告示第二十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定に基づき、平成二十九年十月二十二日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙における選挙会の場所及び日時を、次のとおり告示する。

平成二十九年十月十三日

中央選挙管理会委員長 神崎 浩昭

Table listing election venues and times for the 2017 proportional representation election for the House of Representatives. It includes columns for the region (選挙区名), venue (場 所), and time (日 時).

○衆議院比例代表選出議員選挙北海道選挙区選挙長告示第一号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年十月十三日

衆議院比例代表選出議員選挙北海道選挙区選挙長 神崎 浩昭

場 所 東京都千代田区霞が関二丁目一番二番二号
中央合同庁舎第二号館五階 選挙部会議室
日 時 平成二十九年十月二十日 午後二時